

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（昭和六十一年十二月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「当該設備に」を「当該特別償却設備に」に改め、同項第一号中「~~燃費熱田~~」を「~~燃費熱田~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則第三条第一項第一号の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。